

事務連絡  
令和8年2月

指定訪問介護相当サービス事業所（総合事業） 管理者 様

佐久市福祉部高齢者福祉課長

訪問型サービスにおける同一建物減算について（通知）

事業所において、前6月間に提供した第一号訪問事業の提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合（正当な理由がある場合を除く）には、同一建物減算の12%減算が適用されます。

つきましては、内容をご了知のうえ適正な取扱いをお願いします。

記

1 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書の提出について

「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」は、すべての訪問型サービス事業者において年2回（前期・後期）作成し、2年間保存する必要があります。

算定の結果、判定期間における事業所の訪問介護サービスの利用者（実人員）のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者（実人員）の占める割合が90%を超えた場合は必ず提出してください。

なお訪問型サービス（要支援対象の訪問介護相当サービス）と訪問介護（要介護対象）とは別に計算する必要があります。

【具体的な計算式】  $(A) \div (B) \times 100$

当該事業所において

(A) 判定期間に第一号訪問事業を提供した利用者のうち同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者数（利用実人員）

(B) 判定期間に第一号訪問事業を提供した利用者数（利用実人員）

※注意 要介護者の人数は含めない。

○正当な理由がある場合

算定の結果が90%以上であって、正当な理由がある場合においては、12%減算に該当しないものとして、その理由を届け出る必要があります。正当な理由についての例示は以下のとおりです。

- a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b：判定期間の1月当たりの延べ訪問回数（指定訪問介護を除く。）が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

## 2 判定期間について

	判定期間	提出期限	減算対象期間
前期	3月1日から8月末日	9月15日(必着)	10月1日から翌年3月31日
後期	9月1日から翌年2月末日	3月15日(必着)	4月1日から9月30日

## 3 提出書類

- (1) 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書
- (2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表  
(同一建物減算(90%以上)適用の「あり」「なし」が変わる場合。)
- (3) 「c:その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合」を選択した場合は、正当な理由の根拠書類。(任意様式)

## 4 提出方法

電子申請・届出システム

## 5 その他

提出書類様式等については市ホームページをご参照ください。

佐久市 高齢者福祉課 介護保険事業係  
TEL:0267-62-3154  
E-mail:koureisya@city.saku.nagano.jp